

平成 27 年度第 12 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 12 月 22 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
			6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭		14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

3 番 仲西 栄二 4 番 大城 誠常 5 番 山城 学 13 番 具志堅 繁光

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

10 番 賀数 宏 11 番 玉城 秀則

【議事日程】

日程第 1	議案第 57 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 58 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 59 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 60 号	農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 27 年 第 12 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 27 年第 12 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番仲西栄二委員、4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、13 番具志堅繁光委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 12 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 10 番賀数宏委員、11 番玉城秀則委員です。次回調査委員が 4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(18 件) 日程第 2 議案第 58 号 農地法第条第 1 項の規定による許可申請について(1 件) 日程第 3 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(6 件) 日程第 4 議案第 60 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(5 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 18 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は豊原の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。5 番は与座の 1 筆で、売買による所有権移転の設定であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は束里の 3 筆で、特定遺贈による所有権移転であります。7 番は大度の 1 筆で売買による所有権移転であります。8 番は大里の 1 筆で、売買による所有権移転であります。9 番は大里の 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。10 番は大里の 9 筆で、10 年間の使用貸借権の設定

	であります。11 番は武富の 3 筆で、贈与による所有権移転であります。12 番は米須の 2 筆で、売買による所有権移転であります。13 番は大里の 2 筆で 4 年間の賃貸借権の設定であります。14 番は喜屋武の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。15 番は喜屋武の 2 筆で、3 年間の賃貸借権の設定であります。16 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転であります。17 番は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定であります。18 番は与座の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。以上です
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 57 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 58 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、7 ページをお開き下さい。1 番は大里の 2 筆で、一般住宅への転用であります。以上です。
会長	それでは、現地調査の報告をお願いします。
調査員	今回は 3 名で調査して参りました。では、8 ページをご覧ください。申請地は宅地に囲まれた第 3 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと思われまふ。以上です。

会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 58 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 11 ページをお開き下さい。1 番は真栄里の 1 筆で農地区分が第 2 種農地であります。車両置場への転用で、贈与による所有権移転であります。2 番は座波の 3 筆で農地区分が第 2 種農地であります。専用通路への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は伊原の 1 筆で農地区分が第 1 種農地であります。売買による所有権移転であります。4 番は真栄里の 2 筆で農地区分が第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。5 番は照屋の 1 筆で農地区分が第 1 種農地であります。敷地拡張による転用で、売買による所有権移転であります。次に 12 ページをお開き下さい。6 番は真栄里の 2 筆で農地区分は第 2 種農地であります。自動車整備工場への転用で、使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。13 ページをお開きください。申請地は宅地、原野、雑種地及び段差で囲まれた生産性の低い農地であります。そのため車両置場への転用は問題ないものと判断しました。次に 15 ページをお開き下

	さい。申請地は宅地及び山林に囲まれた生産性の低い農地であります。そのため専用通路への転用は問題ないと判断しました。17 ページをお開き下さい。 申請地は第 1 種農地であります。しかし既存の施設の 2 分の 1 を超えない敷地拡張による転用であり問題ないものと判断しました。19 ページをお開き下さい。 申請地は宅地及び原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地であります。そのため一般住宅建築及び専用通路への転用は問題ないものと判断しました。21 ページをお開き下さい。 申請地は第 1 種農地であります。しかし、既存の施設の 2 分の 1 を超えない敷地拡張による転用であり問題ないものと判断しました。23 ページをご覧ください。 申請地は原野、山林及び段差に囲まれた小集団の生産性の低い農地であります。そのため自動車整備工場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	特になし
会長	それでは、議案第 59 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 60 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 5 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、26 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてであります。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 27-87 及び 27-88 は武富の 1 筆で 2 年間の賃借権の設定であります。キュウリの規模拡大であります。27-89 及び 27-90 は武富の 1 筆で 3 年間の賃借権の

	設定であります。さとうきびの規模拡大であります。27-91 及び 27-92 は国吉の 2 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。ゴーヤーの新規就農であります。27-93 及び 27-94 は伊原の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。ゴーヤーの新規就農であります。27-95 は阿波根の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。ノニ、うずら豆の規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 60 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 10 番 賀数 宏 11 番 玉城 秀則